

「近江八幡市民病院整備運営事業」に係る 優先交渉権者の選定について

近江八幡市では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。)第 6 条の規定に基づき平成 13 年 6 月 28 日に特定事業として選定しました近江八幡市民病院整備運営事業に対する提案を平成 14 年 5 月 20 日に 4 応募者から受け付け、近江八幡市民病院整備運営事業に係る選定事業者審査委員会による審査を行ってまいりました。この度、当該審査委員会により優秀提案及び佳作提案が選出され、近江八幡市は、この結果を参考に、以下のとおり優先交渉権者を選定いたしましたので、ここに公表します。

なお、法 8 条に基づく民間事業者の選定を行うに当たっての客観的な評価については、追って公表いたします。

平成 14 年 8 月 13 日

近江八幡市長 川端 五兵衛

記

1 事業名称

近江八幡市民病院整備運営事業

2 優先交渉権者及び次点交渉権者

優先交渉権者： 株式会社 大林組を代表企業とする応募者

次点交渉権者： 清水建設株式会社を代表企業とする応募者

以上